

特別管理産業廃棄物一覧表

産業廃棄物の種類	施設	基準 (・の数値は、検液10lに含まれる物質量の基準値(mg)で、これを超えるものが特別管理産業廃棄物となる)
廃油 令第2条の4第1号		○産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸 令第2条の4第2号		○pHが2.0以下のもの
廃アルカリ 令第2条の4第3号		○pHが12.5以上のもの
感染性産業廃棄物 令第2条の4第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所</li> <li>・衛生検査所</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・助産所</li> <li>・動物の診療施設</li> <li>・国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）</li> <li>・大学及びその附属試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）</li> <li>・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）</li> </ul>	○感染性産業廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物）であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、又は第2条第7号若しくは第13号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたもの）
廃PCB等 令第2条の4第5号イ		○廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物 令第2条の4第5号ロ		<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚泥（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが染み込んだもの</li> <li>○紙くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが塗布され、又は染み込んだもの</li> <li>○木くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが染み込んだもの</li> <li>○繊維くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが染み込んだもの</li> <li>○廃プラスチック類（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの</li> <li>○金属くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの</li> <li>○陶磁器くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが付着したもの</li> <li>○がれき類（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが付着したもの</li> </ul>
PCB処理物 令第2条の4第5号ハ		<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの</li> <li>廃油の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・0.5（試料1kg中の値）</li> </ul> </li> <li>廃酸又は廃アルカリの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・0.03（試料10l中の値）</li> </ul> </li> <li>廃プラスチック類又は金属くずの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCBが付着している又は封入されていること</li> </ul> </li> <li>陶磁器くずの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCBが付着していること</li> </ul> </li> <li>上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・0.003</li> </ul> </li> </ul>

<p>廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。） 令第2条の4第5号ニ</p>	<p>①・水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設 ・水銀使用製品の製造の用に供する施設 ・灯台の回転装置が備え付けられた施設 ・水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設 ・国又は地方公共団体の試験研究機関 ・大学及びその附属試験研究機関 ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所</p> <p>②・廃棄物処理施設等</p>	<p>・①の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）</p> <p>・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから②で回収した廃水銀</p>														
<p>処分するために処理したもの</p>		<p>水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであるもの</p>														
<p>鉱さい 令第2条の4第5号へ</p>		<table border="0"> <tr><td>・アルキル水銀化合物</td><td>検出</td></tr> <tr><td>・水銀又はその化合物</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>・カドミウム又はその化合物</td><td>0.09</td></tr> <tr><td>・鉛又はその化合物</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>・六価クロム化合物</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>・砒素又はその化合物</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>・セレン又はその化合物</td><td>0.3</td></tr> </table>	・アルキル水銀化合物	検出	・水銀又はその化合物	0.005	・カドミウム又はその化合物	0.09	・鉛又はその化合物	0.3	・六価クロム化合物	1.5	・砒素又はその化合物	0.3	・セレン又はその化合物	0.3
・アルキル水銀化合物	検出															
・水銀又はその化合物	0.005															
・カドミウム又はその化合物	0.09															
・鉛又はその化合物	0.3															
・六価クロム化合物	1.5															
・砒素又はその化合物	0.3															
・セレン又はその化合物	0.3															
<p>処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリの場合）</p>		<table border="0"> <tr><td>・アルキル水銀化合物</td><td>検出</td></tr> <tr><td>・水銀又はその化合物</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>・カドミウム又はその化合物</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>・鉛又はその化合物</td><td>1</td></tr> <tr><td>・六価クロム化合物</td><td>5</td></tr> <tr><td>・砒素又はその化合物</td><td>1</td></tr> <tr><td>・セレン又はその化合物</td><td>1</td></tr> </table>	・アルキル水銀化合物	検出	・水銀又はその化合物	0.05	・カドミウム又はその化合物	0.3	・鉛又はその化合物	1	・六価クロム化合物	5	・砒素又はその化合物	1	・セレン又はその化合物	1
・アルキル水銀化合物	検出															
・水銀又はその化合物	0.05															
・カドミウム又はその化合物	0.3															
・鉛又はその化合物	1															
・六価クロム化合物	5															
・砒素又はその化合物	1															
・セレン又はその化合物	1															
<p>処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外の場合）</p>		<table border="0"> <tr><td>・アルキル水銀化合物</td><td>検出</td></tr> <tr><td>・水銀又はその化合物</td><td>0.005</td></tr> <tr><td>・カドミウム又はその化合物</td><td>0.09</td></tr> <tr><td>・鉛又はその化合物</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>・六価クロム化合物</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>・砒素又はその化合物</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>・セレン又はその化合物</td><td>0.3</td></tr> </table>	・アルキル水銀化合物	検出	・水銀又はその化合物	0.005	・カドミウム又はその化合物	0.09	・鉛又はその化合物	0.3	・六価クロム化合物	1.5	・砒素又はその化合物	0.3	・セレン又はその化合物	0.3
・アルキル水銀化合物	検出															
・水銀又はその化合物	0.005															
・カドミウム又はその化合物	0.09															
・鉛又はその化合物	0.3															
・六価クロム化合物	1.5															
・砒素又はその化合物	0.3															
・セレン又はその化合物	0.3															
<p>廃石綿等 令第2条の4第5号ト 飛散するおそれがあるもの</p>	<p>・石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業）</p> <p>・特定粉じん発生施設</p> <p>・輸入されたもの</p>	<p>○吹き付け石綿</p> <p>○建築材料であって石綿を含む次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿保温材</li> <li>・けいそう土保温材</li> <li>・パーライト保温材</li> <li>・接触、気流、振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材</li> </ul> <p>○石綿建材除去事業用具類</p> <p>○特定粉じん発生施設で集じん施設により集められたもの</p> <p>○特定粉じん発生施設で使用された用具類</p> <p>○集じん施設により、集められた石綿（輸入されたものに限る）</p> <p>○廃棄された防じんマスク等石綿が付着しているおそれのある用具、器具（輸入されたものに限る）</p>														
<p>ばいじん、燃え殻 令第2条の4第5号チ、リ</p>	<p>「特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殻）」参照</p>															
<p>廃油 令第2条の4第5号ヌ</p>	<p>「特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（廃油）」参照</p>															
<p>汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号ル</p>	<p>「特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（汚泥、廃酸、廃アルカリ）」参照</p>															

<p>ばいじん 令第2条の4第6号</p>	<p>輸入された廃棄物の焼却施設（処理能力が200kg/h以上又は火格子面積が2㎡以上の焼却施設に限る）において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもの</p>	<p>環境大臣が定める方法（平成4年7月厚生省告示第194号第1号に定める方法）により処理されていないもの  イ 溶融設備を用いて溶融したうえで固化するとともに、溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについてもハからホまでのいずれかの方法により処理する方法  ロ 焼成設備を用いて焼成することにより重金属が溶出しないように化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについてもハからホまでのいずれかの方法により処理する方法  ハ セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを養生して固化する方法  ニ 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法  ホ 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該沈澱物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法</p>
<p>ばいじん、燃え殻 令第2条の4第7号 (ダイオキシン類)</p>	<p>政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの</p>	<p>ダイオキシン類 3ng-TEQ/g</p>
<p>処分するために処理したもの</p>		<p>ダイオキシン類 3ng-TEQ/g</p>
<p>汚泥 令第2条の4第8号 (ダイオキシン類)</p>	<p>政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥及び当該汚泥に処分するために処理したもの</p>	<p>ダイオキシン類 3ng-TEQ/g</p>
<p>処分するために処理したもの</p>		<p>ダイオキシン類 3ng-TEQ/g</p>
<p>ばいじん (輸入された廃棄物であるものに限る) 令第2条の4第9号</p>		<p>集じん施設により集められたもの</p>
<p>燃え殻 令第2条の4第10号 (ダイオキシン類) (輸入された廃棄物であるものに限る)</p>		<p>ダイオキシン類 3ng-TEQ/g</p>
<p>汚泥 令第2条の4第11号 (ダイオキシン類) (輸入された廃棄物であるものに限る)</p>		<p>ダイオキシン類 3ng-TEQ/g</p>

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殻）

廃棄物	物質名及び基準値											
	物質名		アルキルHg <sup>4)</sup>	総Hg <sup>4)</sup>	1,4-ジオキサン <sup>4)</sup>	Cd	Pb	Cr(VI)	AS	Se	DXN	
	基準値 <sup>1)</sup>	ばいじん、燃え殻 <sup>2)</sup>		N.D. 5)	0.005	0.5	0.3	0.3	1.5	0.3	0.3	3
		処理物 <sup>3)</sup>	廃酸、廃アルカリの場合		N.D.	0.05	5	1	1	5	1	1
廃酸、廃アルカリ以外の場合			N.D.	0.005	0.5	0.09	0.3	1.5	0.3	0.3	3	
排出源			適用									
施設		規模										
ばいじん	3. 金属精錬又は無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結炉及び煅焼炉		原料処理能力 1t/h 以上		○	○		○	○	○		
	4. 金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉		原料処理能力 1t/h 以上								○	
	5. 金属精錬又は鑄造用の溶解炉		火格子面積；1㎡以上 羽口面断面積；0.5㎡以上 バーナ燃焼能力；重油 500/h 以上 変圧器定格容量；200KVA 以上のいずれかのもの		○	○		○	○			○
	9. 窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉		火格子面積；1㎡以上 バーナ燃焼能力；重油 500/h 以上 変圧器定格容量；200KVA 以上のいずれかのもの					○	○		○	○
	10. 無機化学工業品又は食料品製造用反応炉及び直火炉		火格子面積；1㎡以上 バーナ燃焼能力；重油 500/h 以上 変圧器定格容量；200KVA 以上のいずれかのもの		○	○		○	○		○	○
	11. 乾燥炉（Cu、Pb、Zn 精製用、トリポリリン酸ナトリウム製造用は除く）		容量 0.1㎡以上		○	○		○	○		○	○
	12. 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉		変圧器定格容量；1,000KVA 以上					○	○		○	○
	14. 銅、鉛又は亜鉛の精錬用の焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉		原料処理能力；0.5t/h 以上 火格子面積；0.5㎡以上 羽口面断面積；0.2㎡以上 バーナ燃焼能力；重油 200/h 以上のいずれかのもの					○	○		○	○
	15. カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設		容量 0.1㎡以上					○				○
	21. 燐、燐酸、燐酸肥料又は複合肥料の製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉		燐鉱石処理能力；80kg/h 以上 バーナ燃焼能力；重油 500/h 以上 変圧器定格容量；200KVA 以上のいずれかのもの					○				
	23. トリポリリン酸ナトリウムを製造する反応施設、乾燥炉及び焼成炉		原料処理能力；80kg/h 以上 火格子面積；1㎡以上 バーナ燃焼能力；重油 500/h 以上のいずれかのもの					○				
	24. 鉛の第二次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉		バーナ燃焼能力；重油 100/h 以上 変圧器定格容量；40KVA 以上のいずれかのもの						○		○	
	25. 鉛蓄電池製造用の溶解炉		バーナ燃焼能力；重油 40/h 以上 変圧器定格容量；20KVA 以上のいずれかのもの						○			
	26. 鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設		容量；0.1㎡以上 バーナ燃焼能力；重油 40/h 以上 変圧器定格容量；20KVA 以上のいずれかのもの						○			
	※2 製鋼（铸鋼を除く）電気炉		変圧器の定格容量；1,000VA 以上									○
	※4 アルミニウム合金製造焙焼炉、溶解炉、乾燥炉		焙焼炉及び乾燥炉；原料処理能力 0.5t/h 以上 溶解炉；容量 1t 以上									○
	○3 汚泥（PCB汚染物、PCB処理物除く）の焼却施設		処理能力 5㎡/日超、200kg/h 以上又は火格子面積 2㎡以上の施設									○
	○5 廃油（廃PCB等除く）の焼却施設		処理能力 1㎡/日超、200kg/h 以上又は火格子面積 2㎡以上の施設									○
	○13-2 産業廃棄物（汚泥廃油、廃プラ、廃PCB除く）の焼却施設		処理能力 200kg/h 以上又は火格子面積 2㎡以上の施設									○
	ばいじん 燃え殻	廃プラスチック類焼却施設		処理能力 0.1t/日を超え又は火格子面積 2㎡以上の施設					○	○		○
産業廃棄物焼却施設		処理能力 200kg/h 以上又は火格子面積 2㎡以上の施設						○	○			
廃棄物焼却炉である特定施設		処理能力 50kg/h 以上又は火格子面積 0.5㎡以上の施設								○		

1) 基準値mg/l(溶出量)。ただし「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/l(含有量)及びDXNの「ばいじん、燃え殻、その処理物」はng-TEQ/g(含有量)

2) 国内で生じたものであって、表中の排出源の施設から生じたもの

3) 1)を処分するために処理したもの

4) アルキル水銀化合物(アルキルHg)、水銀又はその化合物(総Hg)、1,4-ジオキサンは、燃え殻の場合対象とならない。

5) 環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

(注) 施設番号は大気汚染防止法施行令別表第1による。

※印の施設番号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1による。

○印の施設番号は廃棄物処理法施行令別表第3による。

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（廃油）

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 3-ジクロロプロペン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1, 4-ジオキサン	
	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	—	—	—	※ <sup>3)</sup>	—	※ <sup>3)</sup>	
基準値 <sup>6)</sup> 〔mg/ℓ (溶出量)〕	廃溶剤 <sup>1)</sup>		廃溶剤の場合		廃酸、廃アルカリの場合		廃油、廃酸、廃アルカリ以外の場合										
	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	※ <sup>3)</sup>	
排出源		適用															
業種	施設																
19. 紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工工業	ト 染色施設	○	○					○	○	○							
	チ 薬液浸透施設	○	○					○	○	○							
21. 化学繊維製造業	ハ 原料回収施設			○				○						○		○	
23. ハルプ、紙又は紙加工品製造業	リ セロハン製膜施設													○			
23 の 2. 新聞業、出版業、印刷業又は製版業	現像洗浄施設等	○	○	○				○	○	○							
28. カーバイド法アセチレン誘導品製造業	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設					○											
33. 合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設															○	
	ニ 静置分離器			○	○	○	○			○				○		○	
37. 前6号以外の石油化学工業	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコール製造施設の蒸留施設及び濃縮施設															○	
38 の 2. 界面活性剤製造業	反応施設															○	
41. 香料製造業	ロ 抽出施設	○	○	○	○			○	○					○			
47. 医薬品製造業	ニ 混合施設	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	
49. 農薬製造業	混合施設									○							
50. 第2条各号に掲げる物質に含有する試薬製造業	試薬製造施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	
51. 石油精製業	ホ 潤滑油洗浄施設	○						○	○	○							
53. ガラス又はガラス製品製造業	イ 研磨洗浄施設			○						○							
66. 電気めっき施設		○	○	○	○	○	○	○	○								
66 の 2. エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設																○	
67. 洗濯業	洗浄施設	○	○		○	○	○	○	○								
71 の 2. 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	
71 の 5. トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設		○	○	○													
写真感光材料製造業	溶解施設			○													
	その他物質による表面処理施設	◎	◎	○	○	○	●	◎	○					○		○	
	廃油の蒸留施設 <sup>4)</sup>															○	
	塗装施設 <sup>5)</sup>															○	

1) 国内で生じたものであって、表中の排出源の施設から生じたもの  
 2) 1)を処分するために処理したもの  
 3) 濃度に関係なく特別管理産業廃棄物となる。  
 4) 1, 4-ジオキサンの回収を行うものに限る。  
 5) 1, 4-ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設において生じたものに限る  
 6) 「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/ℓ (含有量)  
 ●トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタンによる表面処理  
 ◎トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる表面処理  
 (注) 業種番号と施設番号は水質汚濁防止法施行令別表第1による  
 基準値は、総理府令第5号(ダイオキシン類は環境省令)、廃棄物処理法施行規則別表第2(廃酸、廃アルカリ)による。









物質名	アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr(VI)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 3-ジクロロプロペン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1, 4-ジオキサン	DXN		
																											汚泥の場合 <sup>2)</sup>	廃酸、廃アルカリの場合 <sup>2)</sup>
基準値 <sup>1)</sup>	汚泥の場合 <sup>2)</sup>		N.D.	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
	廃酸、廃アルカリの場合 <sup>2)</sup>		N.D.	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
	処理物 <sup>3)</sup>	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排出源		適用																										
業種	施設																											
トリニトロトルソルシン鉛製造施設																												
青化法精製施設																												
石油製品製造業	蒸留施設																											
廃油	イ 蒸留施設																											
アセチレン精製施設		○	○																									
その物質による表面処理施設																												
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる表面処理施設																												
含有塗料の塗装施設																												
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタンによる表面処理施設																												
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※1 硫酸バルブ又は亜硫酸バルブ製造の塩素又は塩素化合物漂白施設																												
※2 カーバイト法アセチレン製造のアセチレン洗浄施設																												
※3 硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設																												
※4 アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設																												
※5 クロロエチレン(別名:塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)製造施設のうち、二塩化エチレン洗浄施設																												
※6 カプロラクタム製造施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設																												
※7 クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、水洗浄施設、廃ガス洗浄施設																												
※8 4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設																												
※9 2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノ製造施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設																												
※10 ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設																												
※11 アルミニウム又はその合金製造焙焼炉等の発生ガス処理施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																												
※12 亜鉛回収施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設																												
※13 廃棄物焼却炉(火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が50kg/h以上のもの)の発生ガス処理施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																												
※14 廃PCB等又はPCB処理物分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設又は分離施設																												

物質名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr(VI)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 3-ジクロロプロペン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1, 4-ジオキサン	DXN	
基準値 <sup>1)</sup>	汚泥の場合 <sup>2)</sup>	N.D. <sup>4)</sup>	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
	廃酸、廃アルカリの場合 <sup>2)</sup>	N.D.	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
	処理物 <sup>3)</sup>	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排出源		適用																										
業種	施設																											
※15 担体付き触媒の製造(塩素又は塩化水素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設																												
※16 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)から金属の回収(ソーダ灰を添加してばい焼炉で処理する方法及びアルカリによる抽出する方法(ばい焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・ろ過施設 ・精製施設 ・廃ガス洗浄施設																												
※17 フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法に限る。*1)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの ・プラズマ反応施設 ・廃ガス洗浄施設 ・湿式集じん施設 (*1 廃棄物混焼法、液中燃焼法、過熱蒸気反応法)																												

1) 基準値mg/ℓ(溶出量)。ただし「廃酸、廃アルカリ」、「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/ℓ(含有量)及びDXNの「汚泥、その処理物」はng-TEQ/g(含有量)  
2) 国内で生じたものであって、表中の排出源の工場又は事業場から生じたもの  
3) 1)を処分するために処理したもの  
4) 環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。  
5) 25、は削除。27は前2号を前号に改める。28ホのHgに係る○は削除。ただし、水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
(注) 業種番号と施設記号は水質汚濁防止法施行令別表第1による。  
※印の業種番号と施設記号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2による。  
基準値は、総理府令第5号(ダイオキシン類は環境省令)、廃棄物処理法施行規則別表2(廃酸、廃アルカリ)による。